

産業活力再生特別措置法（平成十一年八月十三日法律第百三十一号）

（事業分野別指針）

第四条 主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野又は生産性の向上が特に必要な事業分野であって当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

- 2 事業分野別指針においては、当該事業分野における共同事業再編の実施方法その他の当該事業分野に係る産業の活力の再生に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。